

# インフルエンザ予防接種 新型コロナワクチン予防接種のお知らせ

【実施期間:令和7年10月1日～令和8年3月31日】



## インフルエンザ予防接種について

インフルエンザは、例年12月から3月にかけて流行します。インフルエンザ予防接種により、発症や発症後の重症化を予防する一定の効果があるとされています。ワクチンが十分な効果を維持する期間は、接種後約2週間後から約5か月間とされています。

- [1] 接種対象者: 山添村に住所を有するすべての方(※6か月未満児は接種の対象外)
- [2] 接種回数 : 12歳以下の方...2回接種(2~4週間の接種間隔)  
: 13歳以上の方...1回接種
- [3] 村内での接種費用(自己負担額)

18歳以下の方(2回接種の方を含む)	1,600円	任意接種
19歳以上65歳未満の方	4,000円	任意接種
65歳以上の方及び60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方	1,600円	定期接種(B類)

### [4] 保健福祉センターでの集団接種

#### 1. 実施日

11月6日(木)	11月13日(木)	11月20日(木)
12月4日(木)	12月18日(木)	令和8年1月8日(木)

- 2. 受付時間 ①14:00~14:15 ②14:30~14:45 ③15:00~15:15  
④15:30~15:45 ⑤16:00~16:15 ⑥16:30~16:45
- 3. 定員 各受付時間 20名

- 4. 山添村インフルエンザ予防接種 WEB予約サイト  
URL: <https://logoform.jp/form/qBJB/155214>



## 新型コロナワクチン予防接種について

新型コロナワクチン予防接種には、発症予防や重症化(入院)防の効果が国内外の複数の報告で確認されています。なお、既感染者であっても再感染する可能性はあり、また、ワクチン接種による追加の発症予防効果が得られることも確認されています。

- [1] 接種対象者: 65歳以上の方及び60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓、又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方
- [2] 接種回数 1回 (使用ワクチン:ファイザー社コミナティ筋注)
- [3] 接種費用(自己負担額) 3,000円
- [4] 保健福祉センターでの集団接種



※詳しくは、「厚労 コロナ ワクチン」を参照してください。

#### 1. 実施日

10月23日(木)	10月30日(木)	11月27日(木)
-----------	-----------	-----------

- 2. 受付時間 ①14:00~14:15 ②14:30~14:45 ③15:00~15:15  
④15:30~15:45 ⑤16:00~16:15 ⑥16:30~16:45
- 3. 定員 各受付時間 15名
- 4. 山添村新型コロナワクチン予防接種 WEB予約サイト  
URL: <https://logoform.jp/form/qBJB/722530>



### 【インフルエンザ及び新型コロナワクチン集団接種の申し込み方法】

- ①WEBサイト WEBでの **先行予約** にご協力をお願いします。  
予約受付期間 **令和7年10月2日(木)8時30分~12月2日(火)17時15分**
  - ②電話 住民福祉課: ☎ 0743-85-0045 (電話受付時間8時30分~17時15分)  
予約受付期間 **令和7年10月9日(木)8時30分~12月2日(火)17時15分**
- ※電話が繋がらない場合は、時間をおいておかけ直してください。

裏面へ続きます

〔5〕保健福祉センターで集団接種される方へ

①持ち物

- ・接種費用: 釣り銭のないようにお願いします。
- ・予診票: 予診票は住民福祉課・診療所・保健福祉センター・出張所にあります。事前に取りに来ていただき、記入のうえお越しくさるようご協力をお願いします。
- ※予診票は当日にも記入していただけます。

②保健福祉センターでの集団接種時の注意事項

- ・予約した受付時間にお越しください。
- ・体調不良等により予約をキャンセルされる場合は、住民福祉課までご連絡ください。
- ・〔10〕に該当する方は、当日、予防接種をお断りする場合がありますので、事前にご相談ください。
- ・新型コロナワクチンを接種される方は、肩の出しやすい服装でお越しください。

〔6〕山添村内の医療機関で接種される方へ

**東山診療所・豊原診療所・波多野診療所**

保健福祉センターの集団接種で接種していただきますようご協力をお願いいたします。

ただし、定期通院されている方で、交通手段のない方等については、各診療所で受診の際にご相談ください。

**野村医院 ☎予約専用電話 090-9046-2021 (診察時間内をお願いします)**

野村医院で接種を希望される方は、インフルエンザ予防接種・新型コロナワクチンいずれの場合も医院の予約専用電話をご利用ください。なお、予約専用電話には、お名前と大字名、電話番号を残してください。追って当方から連絡します。

※詳しくは、野村医院のホームページをご確認ください。

※新型コロナワクチンは、不活化ワクチン・ヌバキンビッドとなります。



〔7〕山添村外の医療機関で接種される方へ

65歳以上の方

接種される前に住民福祉課で、手続きを行ってください。

**奈良県内の医療機関で接種** … ①必要書類(依頼文・予診票・予防接種済証)をお渡しします。

②自己負担額を事前に徴収いたします。

(医療機関での支払いはありません。)

**奈良県外の医療機関で接種** … ①必要書類(依頼文・予診票・予防接種済証・還付請求書)をお渡しします。

②医療機関で一旦全額お支払いください。

その後、住民福祉課で還付手続きを行ってください。

※後日、自己負担額(インフルエンザ 1,600 円、コロナワクチン 3,000 円)を控除した金額を還付します。



インフルエンザ予防接種を受ける 18歳以下の方

希望する医療機関で予防接種を受ける際に一旦全額を支払い、住民福祉課で還付手続きを行ってください。

【手続きに必要な物】

領収書・振込口座のわかるもの・印鑑・接種したことがわかる物 (接種済証・母子健康手帳等)

※後日、自己負担額の 1,600 円を控除した金額を還付します。

※12歳までの方は、2回分まとめて請求してください。

〔8〕生活保護世帯・村民税非課税世帯の方へ

自己負担額の全額を助成しますので、予防接種を受けた後に住民福祉課で還付手続きを行ってください。

【手続きに必要な物】: 接種を済ませた後、住民福祉課へ下記の物を持参してください。

- ① 還付請求書兼同意書(住民福祉課にあります)
- ② 印鑑
- ③ 振込口座のわかるもの
- ④ 領収書
- ⑤ 予防接種を受けたことがわかる物(予防接種済証など)

〔9〕予防接種の間隔

インフルエンザワクチンと新型コロナワクチンは、同時接種が可能です。また、他の予防接種との、接種間隔の規定はありませんが心配な方は、事前にかかりつけ医又は住民福祉課へご相談ください。

〔10〕予防接種を受けることができない方

- ①接種当日、明らかに発熱している方(通常は 37.5 度を超える場合)
- ②重篤な急性疾患にかかっている方
- ③予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがある方
- ④インフルエンザ予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- ⑤上記以外で、予防接種を行うことが不適当な状態にある方

〔11〕予防接種を受ける際に、医師の相談が必要な方

- ①心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患のある方
- ②新型コロナワクチン予防接種で過去に予防接種後2日以内に発熱及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を起こしたことがある方
- ③過去にけいれんの既往のある方
- ④過去に免疫不全の診断がされている方及び、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ⑤インフルエンザ予防接種の場合、間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患のある方
- ⑥新型コロナワクチンの場合、抗凝固療法を受けている方、血小板減少症又は凝固障害のある方
- ⑦このワクチンの成分に対してアレルギーを起こすおそれのある方

※ワクチン予防接種は、法律上の接種義務はありません。対象となる本人が希望する場合に限り、接種を受けることができます。

山添村住民福祉課 ☎85-0045